

BASE（ベース）で古物商のチャージバック被害が続出

その他 2021年11月19日

160万店以上が利用するというECプラットフォームBASE（ベース）。個人や中小企業でも手軽にネット販売が始められるとあり、利用者を拡大している。そんな中、チャージバックにより損失を被ったと訴える古物商が続出している。EC初心者や高額品販売事業者は特に注意が必要だ。

BASEサポート (BASE)

2021/08/31 15:27 JST

ご担当者さま

いつもご利用いただき、誠にありがとうございます。

BASEカスタマーサポートでございます。

貴ショップでの注文に関しまして、クレジットカード会社よりチャージバック申請がございました。

※チャージバックとは

クレジットカードの所有者が、ご自身のカードを第三者に悪用されたケースによる身に覚えのない決済や、購入した店舗の債務不履行等の理由により、利用代金の決済に同意しない場合に支払を拒絶することです。

▼ 参考：チャージバックとはなんですか？

<https://help.thebase.in/hc/ja/articles/206438881>

貴ショップがチャージバックに対する異議申し立てを希望される場合、対象の注文IDの取引に関する【反証資料】を期日までに弊社へご回答いただきますようお願い申し上げます。

ご回答期限

※期限後は反証資料を提出いただくことができず、チャージバック受け入れとなります。

※反証資料を提出されず、チャージバックを受け入れる場合にも必ずご返信ください。

※期日までにご返信をいただけない場合、ショップの一時停止を行います。

※期日までに資料作成が難しい場合にも、必ず、期日までに本メール宛に状況をご返信ください。

BASEから届いたチャージバックの通知メール

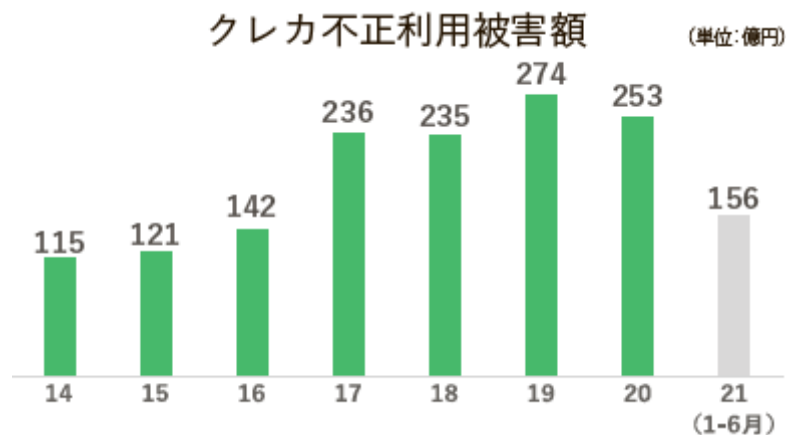
まさかうちが・・・ 70万円の損害に

「コロナで来店客が減っている中、70万円の損害はかなり痛い」とやりきれない想いを吐露するのは、銀座パリス浅草駅前店の篠田拓也さん。

同店では、今年5月頃にベースで販売した貴金属3点に関し、チャージバックの通知が8月頃に来たことで総額約70万円の損失を被ったと言う。

また、福岡で衣料やブランド品等の買取販売を手掛けるKLDでも5月に販売したブランド時計2点のチャージバック通知が9月頃に届いた。2点とも反証が認められず約70万円の損害となった。「チャージバックは聞いたことがあったが、まさかうちが」と伊東健太代表は悔しがる。ベースで資金移動していない売上金を、全て（数万円程度）差し押さえられたことから、全ての商品の出品を取り下げたと話す。

このようにベースを利用したECでチャージバック被害に遭うケースが立て続けに起きている。チャージバックとは、クレカ所有者が、自身のカードを第三者に悪用されたケースや、購入した店舗の債務不履行等の理由で、利用代金の決済に同意しない場合に代金の支払いを拒絶することだ。一般的に発生した損失は販売店舗が被る。



出典：一般社団法人日本クレジット協会

クレカ情報漏洩で不正利用が急増

一般社団法人日本クレジット協会によると、クレカの不正利用被害は近年増加傾向にある。今年6月までで155.6億円にのぼり、単純に年換算すると300億円を超える。被害の大半はクレカ情報が盗用され不正に利用されるケースが占めている。こうした状況からEC販売を行う上で、チャージバックを避ける対策は必須と言える。

ベースに対応を聞いたところ、「不正検知は専門のチームにて対応を行っている。加えて決済代行会社やアクワイアラと連携の上、機能追加も検討を行っている」と回答。不正が疑われる決済が生じた場合、加盟店に対し通知を行っているが、被害に遭った加盟店に聞くと不正決済のアラートがない決済でチャージバックが起きている。ベースでは、加盟店でできることとして、下記の表のような対策例を呼び掛けている。

その他の対策として、「属性確認」や「保険への加入」が考えられる。属性確認は、カード情報と購入者情報を付け合わせて確認すること。ベースの場合、「加盟店様からの確認については「原則」行っておりませんが、怪しい注文があったとご連絡いただいた場合には、その内容を確認した上で当社の判断にて属性確認依頼を決済代行会社へ行うことはございます」と回答しており、必ず属性確認を行ってくれるわけではない。また、アクル社の不正決済保証を提供するが、リスクの高い商材は、利用を断られるケースがある。

以上のことから、換金性の高い高額品を扱う事業者にとって、現状ベースを使った販売は不向きと言わざるを得ない。ただ、ベースはあくまで自社ECサイトを手軽に構築できるプラットフォーム型のサービス。自社で独自にECを構築してもチャージバックリスクから逃れることはできない。EC事業者は、対策をしっかりと行う必要がある。

｜ ショップによる不正利用を防ぐための対策例

- ✓ 注文が入ったらまずチェック項目にもとづき、注文内容や購入者情報を確認する
- ✓ 住所が実在するものであることを確認する（GoogleMapやGoogleで検索等）
- ✓ 住所が海外への配送委託業者や過去にトラブルのあった住所ではないことを確認する（GoogleMapやGoogleで検索等）
- ✓ 注文のメールアドレスが、Gmailなどの無料アドレスや一定期間のみ有効な特殊なアドレス（捨てアド）の場合、通常利用のアドレスか、メールでご連絡（例えば、お届け日や配送先の確認）をして確認する
- ✓ メールでのご連絡の際にショップ側でご不安を感じた場合には、念の為、電話でも購入者へご連絡をおこなう
- ✓ 初回注文や高額注文については商品発送まで1～2日おく

出典：BASEヘルプページ（チャージバックや不正利用（悪用）を防ぐためにはどうすればいいですか）

[トップページ](#) > [その他](#) > 悪質な「先払い買取」に法の網、弁護士ら団体が国に要請

悪質な「先払い買取」に法の網、弁護士ら団体が国に要請

その他 2022年03月08日

ツイート いいね！ 6 シェア 0 LINEで送る

「先払い買取り」を装い貸金をし、不当に利息を乗せて返済を請求するなどの悪質業者が横行している問題を受け、弁護士らによる団体が国に規制強化を申し入れていることがわかった。先払い買取りが闇金融の一種と解釈されると、真つ当な買取業者はビジネスがしづらくなる懸念がある。リユース業界からも声を挙げていくべき事案だ。

古物売買装い貸金が目的



リユース業界で一時期広がっていた先払い買取りとは、利用者から宅配買取業者へ物品が届く前に、利用者に代金を払うというサービスだ。業者は利用者から物品の写真や状態などの情報を送ってもらい、それらを参考に値付けする。「即時買取」「スピード買取」「ノールック買取」などと呼ばれ、新しいスキームとして注目を集めていた。

現在横行している問題とはこのスキームを悪用したもので、お金を困っている人をターゲットに「物品の写真を送ってもらえれば代金を前払いする。後で物品を送ることにするが、送らなくても違約金を払えばよい」などと誘い出す手口だ。古物売買を装い、実態としては金融であるとされ、多重債務に陥る被害者が増えている。

昨年12月に約30人の弁護士や司法書士により「買い取り金融対策全国会議」が立ち上がり、金融庁や警察庁に先払い買取りの規制強化を申し入れていた。同会議が把握している相談数は40件を超える。

アクセスランキング

- 古着店が同業者に知られたくない「古着卸業者」一覧
- ブレイバー、データ消去証明書をNFTで発行する技術を開発
- 悪質な「先払い買取」に法の網、弁護士ら団体が国に要請
- 物々交換で若者に好感、古着店が協賛し「街おこし」
- ウエストヴィレッジ、300円均一の無人古着店オープン

リサイクル通信をフォローする



電子版会員専用
紙面ビューアー

リユースマーケットを徹底分析
リユース市場データブック
2021
Reuse Market Databook 2021

古物商のための
トシカ入門

倒産1000本ノック？
月1億円、借金ショートの
10年間をどうサバイブしたか？
DonDonDown on Wednesday

わらび法律事務所（埼玉県川口市）の弁護士であり、同会議の織田恭央共同代表によると、「ヤミ金的手法として、かつては給与ファクタリング（「給与の買取り」など）としたい、利用者の給



お申し込み

っている」。

金融目的でサービスを利用している大半は、自身が実際に所有していない架空の物品や、売つもののない商品を提示。業者側は、利用者の経済的困窮状態から生じるリテラシーの低下を利用し、違約金を受け取ることを目的に取引する。業者側は、「利用者が、実際に存在しない物品の画像を勝手に送りつけてきた。だまされたのはウチだ」と言い逃れでき、タチの悪さだけが浮かび上がっている状況だ。

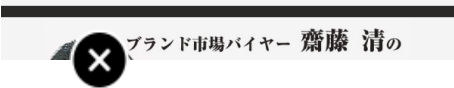
織田氏によると、「金融庁も規制の必要性を認識しているように思える」。また、規制すべき事例かどうかの焦点は、「業者側が本当に物品の売り買いをするつもりがあるかどうか、また利用者がそもそも所有し得る物品を対象としているかどうか」だと織田氏は言及する。

悪質業者は物品取引が目的ではないため、中には取引の過程で物品の発送先を示さないこともある。また、物品取引には本来必要ないとされる情報（年収や給料日、家族構成など）を利用者に聞き出すなどしているという。「場合によるが、先払いで1万円程度を借り、給料日が来たら2万円程度足されて請求されるイメージ」（織田氏）

先払い買取サービスには即時買取アプリとして誕生した「CASH」などがあったが、現在CASHでは先払いはしておらず、商品到着後に正式査定している。



わらび法律事務所
織田恭央弁護士



携帯スマホ A TO Z



基本から分かる、間違いに気づける!! WEB集客カイゼン講座

古物売買のビジネスを始められる方へ

必読 古物商許可をとるまでの5つのステップ

The Five steps to the Secondhand dealer

広告掲載について	媒体概要
プレスリリース受付	お問い合わせ

第531号(2022/3/10発行)1面

EcoRing the Auction エコリング・ジ・オークション

仕入れのお悩み解決! せどり・副業の活用でも大注目!

業界最大級の出品個数!

月間 約 60,000 点	登録会員数 約 3,000 社
月間成約金額 約 30 億円以上	成約率 約 85% 以上
販売手数料 1 成あたり 最高でも 2,000 円	

あらゆる商品が日々続々と入荷! 毎週開催中!

売主様 必見 時計・宝石

最大 10% キャッシュバック

例) 商品価格 500,000円 + キャッシュバック 50,000円 (10%) = 550,000円 お支払いいたします。

毎月26日開催 | YBA時計宝石大会 by つるや

中古サブカル店のまんだらけ、違法営業で書類送検

その他 2021年11月08日

FOCUS

アダルトDVD等を扱う店舗が違法営業にあたるとして、中古サブカル店のまんだらけ（東京都中野区）が書類送検された。法律が定める禁止区域での「アダルト店」営業が問題になった。同社が10月25日に公表した文面によると、「法解釈について誤認」していたという。アダルト店の定義はわかりづらいものとされているようだが、「取扱い7割」が線引きとなる。



まんだらけは風営法が定める禁止区域で営業を行い書類送検に

風営法「アダルト店」、線引きは"取扱い7割"

まんだらけが今年8月に中野ブロードウェイに開設した「禁書房」は、主にアダルトDVDやVHSを扱っていた店舗だった。これが「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風営法）」が定める禁止区域での営業にあたるとして、同社は警察より注意を受けていた。営業継続をしていたことで10月22日、風営法違反容疑で書類送検された。

同法の2条6項5号では、「店舗を設けて、専ら、性的好奇心をそそる写真、ビデオテープその他の物品で政令で定めるものを販売し、又は貸し付ける営業」を、「アダルトショップ」だとしている。この業態について、同法28条では学校や図書館、児童福祉施設、さらには都道府県条例で定める施設の敷地の周囲200メートル区

域内で営業することを禁じている。禁書房が入る中野ブロードウェイは東京都にあり、都の条例では対象に病院や診療所を含んでいる。禁書房の200メートル内に病院があることから違反営業となってしまった格好だ。

今回の焦点は、風営法が定めるアダルト店に禁書房が該当したということだ。アダルト店とは先述の同法2条6項5号の通りだが、重要なのは「店舗を設けて」「専ら」の解釈だ。

警察庁が平成30年に通達した、同法の解釈運用基準を参考にすると、「店舗を設けて」とは、社会通念上一つの営業の単位と言い得る程度に外形的に独立した施設をいう。中野ブロードウェイのように大規模な建物の内部にある場合でも、一つ一つの区画にある店舗は独立店としてみなされる。次に「専ら」とは、おおむね7割以上を指す。中野ブロードウェイの複数区画にわたり店舗展開するまんだらけだが、禁書房は他の自社売り場と接していない独立店であったことから、アダルトDVD等で取扱量や売り場において、7割を遥かに超えていたとされる構成が問題となった。

アダルトショップに係る法律

□中古・新品問わず、「アダルトショップ」に係る法律

→風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風営法）が定める、店舗型性風俗特殊営業の5号営業が、アダルトショップ

□「アダルトショップ」とは

→店舗を設けて、専ら、性的好奇心をそそる写真、ビデオテープその他の物品で政令で定めるものを販売し、又は貸し付ける営業

→「政令で定める物品」とは、

- ①衣服を脱いだ人の姿態を被写体とする写真又はその複製物
- ②前号に掲げる写真又はその複製物を主たる内容とする写真集
- ③衣服を脱いだ人の姿態の映像を主たる内容とするフィルム又はビデオテープ、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。）による記録に係る記録媒体
- ④性具その他の性的な行為の用に供する物品、性器を模した物品、性的な行為を表す写真その他の物品又はこれらに類する物品

※上記に該当する営業を行うには、風営許可を届け出る必要がある。

□「アダルトショップ」営業の禁止区域

→一団地の官公庁施設、学校、図書館、児童福祉施設、又はその他の施設でその周辺における善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止する必要があるものとして都道府県の条例で定めるものの敷地の周囲200メートルの区域内においては、営んではならない

法が定めるように、取扱い7割以上のアダルト商品を扱う実店舗を営む場合には、風営許可を届け出る必要がある。

関東の郊外で、中古メディア店を営む事業者は、「当店では風営許可を届け出ていない。10年ほど前に売り場の7割がアダルト向けだったため、警察に2回注意を受けたことがあった。全体の3割に変え、対応をとった」と話す。また別の事業者は、「当店の売り場の一部にもアダルト向けがあるが、風営許可を届け出ていない。

これまで店舗近くにある学校のPTAから何度かクレームを受けることもあった。売り場の作り方や各管轄の警察の見方によっては取扱い7割未満でも注意を受けることはあるので、同業者の方は今回の問題を踏まえ、見直すべきだろう」と話す。

まんだらけは今後、「禁書房」をアダルト店に該当しない形態での再開を検討しているという。東京都在住のある常連客は、「H系なんて他のお店もいっぱい扱っているのに何故まんだらけだけ？と思いました。不公平感が拭えません」と、今後摘発が増えることを示唆した内容のコメントを同社に寄せている。

（本記事の風営法に関わる内容については、古物営業法にも詳しい、新田・天野法律事務所の新田真之介弁護士に監修していただきました）

第523号(2021/11/10発行)26面

フリマアプリ仕入れ実質違法、警視庁見解「古物法の本人確認等の履行困難」

市場動向・行政・団体

2021年09月24日

近年取引量が急拡大するフリマアプリ。運営会社は個人間売買の場としているが、中には個人だけでなく法人の古物商が仕入れの場として活用しているようだ。ただ、古物営業法上必要な本人確認を行うことが極めて難しいと見られ、警視庁はHP上で注意喚起を図っている。ネット上では「古物商許可さえ取得すれば問題ない」等といった誤った情報が出回っており注意が必要だ。

ネット上は勝手な解釈で情報が錯綜



今年6月、警視庁のサイトが更新され「古物営業法等の解説等」のページに、ネットオークションやフリマアプリを利用した取引であっても相手方の確認は必要との文言が明記され、ネット上等で話題になっていた。ネ

ット上では「古物商許可を取得すれば問題ない」、「運営側が本人確認を厳格に行っているから不要」といった情報が散見されていた。

警視庁生活安全総務課に記載の背景を問い合わせたところ、「昨年から今年にかけ、新規許可申請件数は増加傾向にあり、オークションサイトやフリマアプリを利用して古物売買を行う営業形態を予定している申請者も多く見られます。こうした方々は古物営業法に規定された『非対面取引における相手方の新規の確認方法』などの履行が困難であることを申請時に初めて知り、申請を断念したり、営業形態を見直すことになっています。そこで、許可を申請する前に、法令上の義務履行が可能であるかを確認・検討する機会を提供し、適正な古物営業を行っていただくために、掲載しました」との回答だった。

つまり、ネットオークションやフリマアプリからの仕入れであっても、消費者から非対面で買取を行う際の本人確認と同様に行う必要があるということだ。取引金額が1万円未満の場合、一部商品を除いて本人確認は不要だ。

ただ、自治体によって異なるが東京都の場合、条例により青少年が保護者の委託を受け、同行または同意を得て古物売却をすると認められる場合を除いて、青少年から古物を買受けてはならないと規定されている。つまり、フリマアプリ等で仕入れる場合、購入相手先が未成年の場合は、保護者の同意が得られているか等を確認する必要があるということになりそうだ。

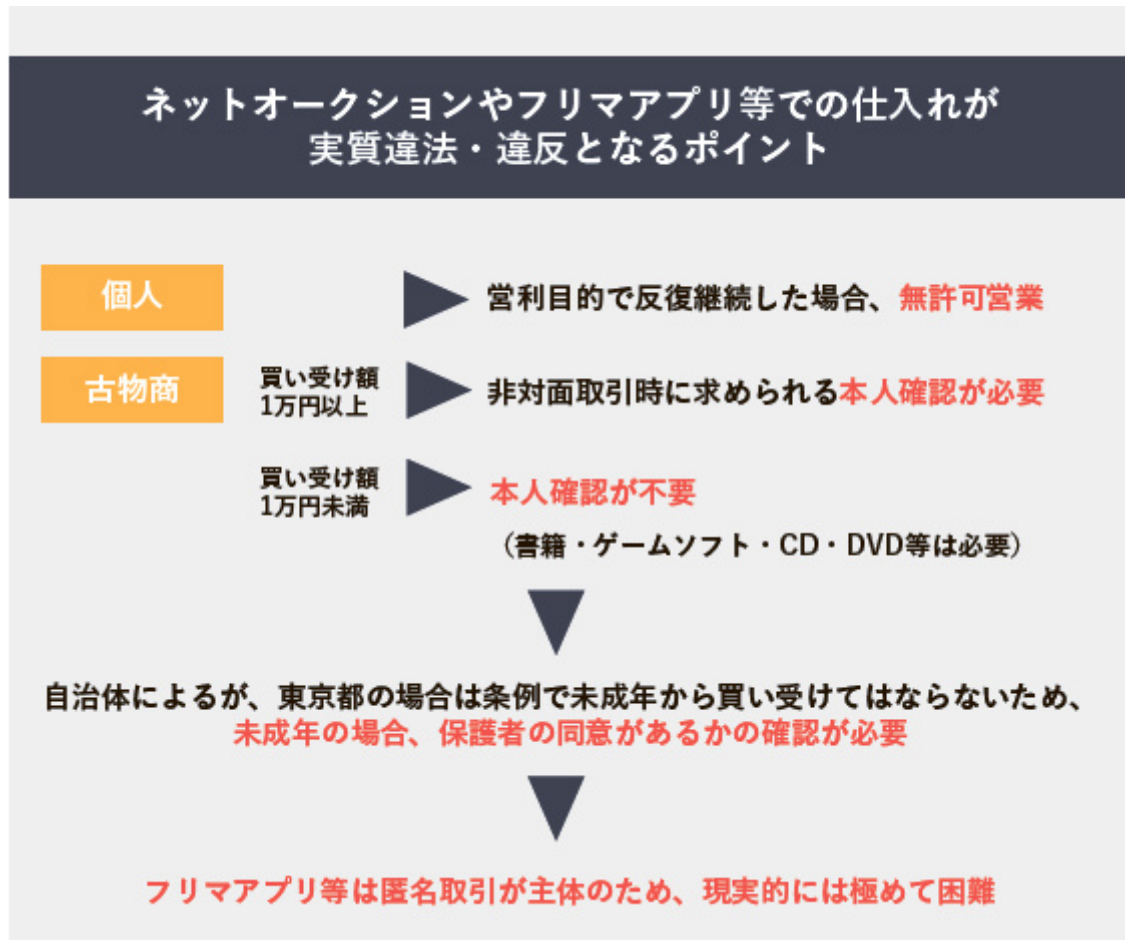
フリマアプリにはチャット機能があるものの、年齢の確認方法について警視庁の見解では「条例上規定されていないが、口頭確認や電子メールの返信といった相手方の言葉のみに準拠するような方法は実効性のある十分な確認方法とは言い難い」としており、身分証などで確認する必要があるとそうだ。フリマアプリでは匿名取引が一般的なため、出品者に身分証の提示を求めることは現実的に考えて極めて難しそう。これらの理由により、フリマアプリ等で古物商が古物営業法上適法に仕入れを行うことは極めて難しいということになる。

古物商でなく、個人としての購入だとしても営利目的で反復継続する場合、古物営業許可が必要だ。個人として反復継続取引を行えば無許可営業となり、古物商なら買い受け（仕入れ）の際に、本人確認が必要となる。

本人確認の重複は本当に必要なのか？

リユース企業は、手間やコストがかかっても法令を遵守した買取を行っており、個人であっても古物商である以上は例外ではない。ただ、古物営業法が実態に即していない面もありそう。フリマアプリやネットオークションでは、出品者は運営会社が本人確認を行った上で出品を行っており、プラットフォームが協力すれば盗品等が発覚した場合、対応が可能と考えられなくもない。古物商が本人確認を行うことは、運営会社と重複することになり、本当に必要なかは疑問が残る。古物営業法等に詳しい新田・天野法律事務所の新田真之介弁護士は「確かに盗品の流通防止という古物営業法の趣旨からすると、フリマアプリ内で行われている『本人確認済』の出品者からの購入や古物商許可を受けて店舗を営むリユース店からの店舗せどりであれば、実質的には問題は大きくないようにも思える。しかし、現行法では買取をする古物商が自ら相手方の本人確認を行わなければならないとされている以上、古物商が独自の解釈をして本人確認を懈怠（けたい）すると違法であることに変わりはない。『どうせ捕まらないだろう』と後ろ暗いスキームを続けるのではなく、現行法でも適法

に可能なスキームの模索や、個人古物商たちがまとまって組合や協会などを結成し、時代にあった法改正を働きかけていくなどの行動が求められる」と話す。



古物営業法違反身分確認で検挙も

警察庁によると、令和2年に古物営業法違反で検挙した数は、20件17人で、その内、無許可営業が12件11人、身分確認が4件5人となっている。フリマアプリ等での仕入れが困難な場合、どこで仕入れを行えばよいのか。代替案の1つとして、古物市場を挙げる。古物市場とは、古物商のみが参加できる売買の場だ。多数の古物商が古物市場で仕入れを行っており、ネットで開催しているところもある。

本紙では今後もこの問題について扱っていく考えだ。

実態に即した修正は必要

見解を聞く

できるだけリユースの市場をクローズドにしたいため、実態に即した修正は必要だろう。消費者から買い受ける際に一度、本人確認を

行っていれば、同業者間の売買は不要であったり、古物マーケットの入口で一度確認できていれば十分ではないかと。CtoCもプラットフォームが出品者の本人確認を行っており、それでよしとする。あるいは古物商が行う本人確認は、取引年月日やID、取引情報等を残す形でよしとする等、古物営業法上の趣旨である盗品流通を阻止できる状況を維持した上で、チューニングした方がいい。



一般社団法人日本リユース業協会
堀内康隆会長

いまさら聞けない、「出張買取」の注意点

市場動向・行政・団体

2021年07月19日

改正特商法が定める訪問購入（出張買取）のルールは複雑だ。トラブルを未然に防ぐためにも、どういう場合にクーリングオフが適用されるかなどをきちんと把握しておきたい。業界団体のジャパン・リサイクル・アソシエーション（JRCA）と新田・天野法律事務所を訪ね、正しい出張買取について聞いた。

「他にありませんか？」訪問宅で言うのはダメ

不招請勧誘の禁止に抵触

訪問宅でお客から了承を得ないまま物品をかつさらう、「押し買い」。これが問題となり特商法が2013年に改正された。一番のポイントは、出張買取により手放した物品にクーリングオフがきくようになったことだ。売買契約書交付から8日以内であれば、お客は物品を取り戻すことができる。ただ、すべての場合にこれが当てはまるわけではない。クーリングオフの適用除外例は、【表】を抑えるとよい。

改正特商法により出張買取による売買契約はクーリングオフができる【表】

クーリングオフできる

クーリングオフできない

右以外の場合

- 自動車（二輪を除く）、家具、携行が困難な家電、本/CD/DVD/ゲームソフト、有価証券
- 事業者間の取引
- 海外にいる人に対する契約
- 御用聞き取引（店舗を有する事業者が定期的に顧客住居を巡回訪問し、物品の売買契約の申込みもしくは売買契約の締結の勧誘を行わず、単にその申込みを受け、または請求を受けてこれを締結して行う買取）の場合
- 常連取引の場合（店舗を有する事業者は、当該訪問日より前1年間に相手方との取引が1回以上あった場合。無店舗の事業者とは、取引が2回以上あった場合）
- 住居からの退去に際し、売買契約の相手方から取引を誘引した場合

出張買取のルール

事項

具体例に何がダメ？何をすればよい？どうなる？

(1)不招請勧誘の禁止

- 飛び込みでの訪問勧誘をしてはならない。
- 査定依頼を受けた案件でも、事前に電話等で商談している物品以外に、訪問宅で「他に何かありませんか？」と言うてはいけな

「いまさ聞けない」「出張買取」の注意点」 :: リサイクル通信
い。帰り際に「以上でよろしいでしょうか」のような挨拶は使用可。

- (2)勧誘目的の明示訪問に先立って、買取希望物品の特徴などを明示させておかなければならない。
- (3)再勧誘の禁止
 - 訪問に先立って、買取査定を受ける意思があるかを確認しなければならない。→事前に買取希望物品の特徴などを聞き出し、買取りが可能な金額の範囲を伝え、その上で査定を希望するかどうかの意思確認をするのがよい。
 - 一度取引を断られた後の再勧誘はしてはならない。
- (4)書面の交付義務物品の種類や特徴、購入価格、引き渡しの拒絶やクーリングオフに関する事項等が記載された書面を交付しなければならない。
- (5)引渡し拒絶消費者はクーリングオフ期間中（(4)の書面交付から8日以内）、物品の引き渡しを拒むことができる。
- (6)クーリングオフ(4)の書面交付から8日以内であれば、売主たる消費者は無条件で契約の申込み撤回や契約の解除が可能。
- (7)クーリングオフ期間内に物品を第三者へ引き渡す際の通知義務クーリングオフ期間中に第三者に物品を引き渡す場合、第三者にクーリングオフの対象物品であることを書面で通知しなくてはならない。また、元々の売主である消費者に、第三者への引渡しに関する事項を通知しなくてはならない。

違反事業者は行政処分（業務停止命令等）や罰則の対象となる。

店頭・訪問		(件目)		(引越し日 年 月 日頃)		伝票 NO. A 693004				
見積/売買契約書/古物台帳				買取 合計	¥	支払 方法	☐ 現金持参 ☐ 振込	支払日	年 月 日	
受付日	月 日	引取日時	年 月 日 ~	金額は全て消費税込み					EV ☐ 有 ☐ 無	
		引取方法	☐ 当日 ☐ 後日 ☐ 分割	住所						
担当	受付者	引取者		固定 電話		携帯 電話				
顧客 氏名	様	訪問前連絡 ☐ 要 ☐ 不要		顧客 氏名 (署名)		様	生年 月日	☐ S ☐ H	年 月 日	
 一般社団法人 ジャパン・リサイクル・アソシエーション加盟店				職業 ☐ 会社員 ☐ 会社役員 ☐ 公務員 ☐ 自営業 ☐ 主婦 ☐ パート ☐ 学生 ☐ 無職 ☐ その他()						
				証明書 ☐ 免許証 ☐ 保険証 ☐ その他()No.						
				☐ お客様の請求による買取 ☐ 規制対象外物品の買取 ☐ 引越し時の買取						
				☐ 搬出契約不要（裏面の契約条件を参照ください）						
No	商品名/種類	数量	年式	買取金額	見積・備考	商品の特徴	メーカー	型式		
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
この契約書の著作権はJRCAにあります。無断で複写、転載、描写、転用は固くお断りします。 ※裏面の内容をよくご確認いただきご署名をお願いします。										

(2019.07 3,000 (N))

JRCAが作成した「売買契約書」。これには、出張買取で訪問する前に見積もりした査定額について、一品ずつ記入する箇所がある（画像中の赤枠部分）。不用品処分や遺品整理等の契約においても使え

https://www.recycle-tsushin.com/news/detail_6201.php

る。（売買契約書の購入申込はJRCAのHPより）

※ ※

同法では出張買取の契約に際し、事業者がお客に対し契約書書面を交付するものとしている。本紙21年6月25日号で報じた通り、JRCAでは経産省と消費者庁の指導下で作成した売買契約書をJRCA非会員にもリリースし、出張買取の健全化を図っていく。

必ず事前に見積額提示を

この契約書には、事前の「見積額」を記す箇所があり、これによりトラブル発生の可能性を低くできるものとしている。藤田惇副代表理事は、電話口等での見積額の提示例として次のように伝えるのが良いと話す。

「〇〇〇〇～〇〇〇〇円で買い取ります。この範囲内で、商品状態と搬出状況により買取価格が変動します」

このように伝え、了承を得てから訪問し、実際にもその範囲内の価格で買い取ることとしている。

もしもクレームに発展した際、買取業者に問題があったかどうかの判断は、事業者がお客に対して事前見積を行い、訪問までに考える時間を与えていたかどうかが焦点となる。

それでも、依頼の段階でお客の説明が不十分であったり、訪問してみると説明で聞いていた物品と異なっていたりなど、事前見積が利かない場合があるだろう。これに対して藤田氏は、「これらに該当する際は、その場で買い取らないこと。その場で見積額を提示し、再訪問して買い取ることが望ましい」という。

そもそも見積額の提示は、お客に売る意思があるかどうかを確認するための、基本的なやりとりであることは言うまでもない。これは特商法が定める「再勧誘の禁止」に抵触しないためにも、重要なやりとりの一部ともされる。事業者にはお客から可能な限り買取希望物品の特徴を聞き出すことが求められている。

JRCAの契約書にも、「数量」「年式」「商品の特徴」「メーカー」「型式」を記入する仕様としている。

また特商法では、「不招請勧誘の禁止」を定めており、事前に聞いていた買取希望物品以外に、「買い取ってほしいモノは他にありますか？」と訪問先で事業者からお客に尋ねてはならない。新田・天野法律事務所の新田真之介弁護士は、「訪問前に電話等で買取希望物品を洗い出すのが良い」と話す。

※ ※

出張買取において事業者の問題がなかったことを証明するためにも、お客とのやりとりはすべて録音しておくことだ。新田弁護士は、「勝手に録音することは法律上、違法にはならない場合が多い。しかし勝手に録音すると、万一気づかれた場合にトラブルになる可能性もあるので、冒頭で『録音させていただきたい』と伝えるのを勧める」と話す。

18、19歳への買取対応慎重に 4月より成年年齢引き下げ

その他 市場動向・行政・団体 2022年03月18日

4月からの成年年齢引き下げにより、18、19歳の顧客と単独で買取契約が結びやすくなる。民法の「未成年者取消権」が適用されなくなるためだ。とは言え、「親の目を盗み勝手に持ち出したモノ」など、それを買ってしてしまうことでトラブルになるリスクがつきまとうことに変わりはない。これまで通り「保護者の同意必須」や「買取りに応じない」とする事業者もあり、慎重さがうかがえる。

成年年齢引き下げで買取（買受け）の対応はこう変わる		
年齢	現在	4月以降
20歳以上	○	○
18、19歳	△ (本人名義での単独契約により買い受けて構わないが、保護者の同意なく契約した場合には、「未成年者取消権」により契約を破棄できる)	○ (「未成年者取消権」が適用されないため、本人名義での単独契約により買い受けても問題ない)
17歳以下	× (青少年条例により、青少年〔17歳以下〕から買い受けてはならないとしている都道府県がほとんど) ※「古物営業法」では買取りの対象年齢について述べてはいないため、あくまで各都道府県の青少年条例での解釈による	

○：買取可 △：買取可ただし要注意 ×：買取不可

岡山のある買取店にエルメスの「ケリー」を持ち込んだ20代男性。「片付けていたら、部屋の中から出てきて...」。当時バイヤーとして駆け出しだった同店従業員は、何の躊躇いもなく買取りに応じた。すると後日、「息子が勝手に自分のモノを持ち出した」と、男性の母親が取り返しに来店。売却前だったためケリーを返すと、母親は陳謝した。その後、一緒に連れて来させた息子（男性）に店内でビンタを食らわせたのだった。同従業員はこれを機に、買取商談の際にお客が挙動不審でないかをより慎重に見るようになった。

この実話のように、成年者から買い取る場合にも、持ち込まれた物品が買取利用者本人の所有物でないことがあり得る。盗難品や偽造品を流通させないために古物営業法では買取利用者から本人確認を行うことを定めているのは言うまでもないが、店頭買取では特にバイヤーによる人の見極めが重要になる。

古物営業法に詳しい新田・天野法律事務所の新田真之介弁護士は、「買取りの申込書に、本人の所有物に間違いがないかを確かめる項目を設け、適切な対策を講じることが望ましい」と話す。具体例として、買取希望物品について「いつ頃購入したか」「どこで購入したか」「いくらくらいで購入したか」「譲り受けた場合は誰からか」を問い、自筆させる項目を申込書に盛り込むのが良いという。

セカストのウェブ買取 「20歳未満不可」変わらず

事業者の対応はどうか。業界最大手ゲオホールディングス（愛知県名古屋市）は、4月以降も現状の対応から変えない。古着・総合リユース店のセカンドストリート（ウェブ買取）やブランド店のOKURAでは「20歳未満からの買取不可」としている。「18歳未満または高校生・通信高校生・高専生からの買取不可」としているメディア店のゲオ（店舗・宅配買取）やセカスト（店舗買取）と比べ、買取対象が限定的であるのは、「ウェブ買取は、店舗買取と異なり目視やヒアリングが難しいため、高校生・通信高校生・高専生であるリスクを考慮し、20歳未満を買取不可としている。OKURAは取扱商材に高額品が多く、20歳未満は高額品を保持している割合も低い」（広報）。

兵庫や大阪で買取店「ブランドハンズ」を7店展開するクロスワン（大阪府吹田市）では保護者の承諾書を用意できる場合に限り、18、19歳からも買取りに応じている。4月以降も対応を変えない予定だ。「一般的に18、19歳は大人と定義されていくが、こと古物の売買契約に関しては判断能力が十分でないケースも考えられる。ルール上、本人のみと契約ができて、万一揉めて裁判に至った場合を考えると不安」（久保雅之社長）。

同社では昨年11月、自社サイトに「買取りを利用できるのは何歳から？」というページを設けた。古物営業法や各都道府県が定める青少年条例に則り、「20歳未満の未成年でもブランド品などのアイテムを買取してもらうことはできるのか」について説明。また「メルカリやヤフーオークションの取引はどうか」についても触れるなど、消費者にリユースに関する情報発信を強化している。

ヤフオク！とラクマ 18、19歳は親の同意不要

フリマサイト大手3社はどうか。問い合わせたところ、ヤフオク！とラクマは法改正に伴った動きをとるという。ヤフオク！の年齢制限では18歳以上20歳未満について、「出品・入札するときは、保護者などの法定代理人の同意を得てからご利用ください」とあり、4月以降同意は不要になる。ラクマの利用規約には「未成年がラクマ会員になるためには、（中略）事前に親権者の包括的な同意を得ているものとします」とあり、未成年の解釈が4月以降、18歳未満となる。メルカリは「社内で議論を進めている段階」との回答だった。

成年年齢引き下げに伴いフリマアプリは大方、18、19歳の利用に際し親の同意は不要になる

ヤフオク！

18歳以上20歳未満について、「出品・入札するときは、保護者などの法定代理人の同意を得てからご利用ください」とあり、4月以降同意は不要になる

ラクマ

「未成年がラクマ会員になるためには、（中略）事前に親権者の包括的な同意を得ているものとします」とあり、未成年の解釈が4月以降、18歳未満となる

メルカリ

議論を進めている段階